

食品安全委員会第874回会合議事録

1. 日時 令和4年10月4日（火） 14：00～14：40

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 3品目

(農林水産省から説明)

チオベンカルブ

チフルザミド

ブタクロール

・遺伝子組換え食品等 2品目

(厚生労働省から説明)

JPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ

JPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ

(2) 令和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について

(3) 令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 今井新開発食品保健対策室長

農林水産省 石岡農産安全管理課長

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、込山総務課長、紀平評価第一課長、
前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、
藤田リスクコミュニケーション官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 - 1 農薬取締法に基づく再評価について
- 資料 1 - 2 食品健康影響評価について<チオベンカルブ>
- 資料 1 - 3 食品健康影響評価について<チフルザミド>
- 資料 1 - 4 食品健康影響評価について<ブタクロール>
- 資料 1 - 5 「チオベンカルブ」「チフルザミド」及び「ブタクロール」の食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1 - 6 食品健康影響評価について<JPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ>
- 資料 1 - 7 食品健康影響評価について<JPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ>
- 資料 2 令和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について
- 資料 3 令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について
- 資料 4 企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（案）

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第874回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、農林水産省の石岡農産安全管理課長、厚生労働省の今井新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただきず開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第874回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○込山総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は10点ございます。

資料1-1が「農薬取締法に基づく再評価について」、資料1-2から1-4までが農薬3品目「チオベンカルブ」「チフルザミド」及び「ブタクロール」に係る農林水産省からの諮問書でございます。資料1-5がただ今申し上げたこれら農薬3品目に関する農水省の説明資料でございます。資料1-6及び1-7が遺伝子組換え食品等2品目「JPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」及び「JPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼ」に係る厚生労働省からの諮問書でございます。資料2が「令

和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）について」でございます。資料3が「令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について」でございます。最後に資料4が「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（案）」でございます。

資料は以上でございますが、不足の資料などはございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、食品安全委員会における調査審議方法等についてに基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○込山総務課長 御報告申し上げます。

事務局におきまして、令和3年7月1日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-2から1-4までにありますとおり、農林水産大臣から9月28日付で農薬3品目について、資料1-6及び1-7にありますとおり、厚生労働大臣から9月27日付で遺伝子組換え食品等2品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

今回の農薬3品目は、農薬取締法第8条第4項の規定に基づき行われる農薬の再評価に係る農林水産大臣からの再評価要請と聞いております。

それでは、農薬3品目について、農林水産省の石岡農産安全管理課長から農薬の再評価制度の概要も併せて説明をお願いいたします。

○石岡農産安全管理課長 農林水産省農産安全管理課長の石岡です。よろしくお願いたします。

それでは、資料1-1から資料1-5に基づきまして説明させていただきます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしますものは、農薬の再評価に係る3つの農薬でございます。まず、資料1-1の1ページを御覧ください。農薬の再評価制度の概要についてでございます。農薬の安全性を一層向上させるため、平成30年に農薬取締法が改正されました。この改正では、1つ目としまして、再評価制度を導入すること、2つ目としまして、農薬の安全性に関する審査を充実することとしたところでございます。このうち農薬の再評価制度につきましては、登録されている全ての農薬を対象に定期的に最新の科学的知見に基づいて安全性等の再評価を行うものでございまして、国内での使用料の多い農薬を優先し、順次実施することとしているところでございます。再評価に係る優先度の規準につきましては、次の2ページに書いてあるとおりでございます。

また、資料の3ページ目に、再評価の一般的な流れを記載しておりますけれども、再評価に当たっても関係府省が連携して評価を実施することとしているところでございます。再評価では最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要がありますことから、食品安全基本法第24条第3項に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請することとしております。

評価結果の通知を受けまして、農林水産省では、農薬使用者安全評価などを行ってまいりますけれども、食品衛生法第13条第1項の規定に基づきまして、食品、添加物等の規格基準における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途厚生労働省より食品安全委員会に対して、食品安全基本法第24条第1項に基づく評価要請が行われることになります。

関係府省での御審議の結果に基づきまして、農業資材審議会農薬分科会において審議を行いまして、農薬の変更登録を行うというのが一般的な再評価の流れとなるところでございます。

次に、資料1-2から1-4までが諮問文でございますので、1-5を御覧ください。今般再評価をお願いしますのは、チオベンカルブ、チフルザミド、ブタクロールの3つの有効成分でございます。

まず1枚めくっていただきまして、チオベンカルブにつきまして、これについては除草剤でございまして、日本では1970年に登録されておりました、水稻、麦類等の雑草防除に使用されているところでございます。

食品安全委員会では2回評価いただきまして、ADIが設定されているところでございます。

次に1枚めくっていただきまして、2つ目のチフルザミドでございまして、これは殺菌剤でございまして、日本では1998年に登録されまして、水稻やばれいしょなどに使用されているところでございます。

食品安全委員会では3回評価いただきまして、ADI及びARFDが設定されているところでござ

ございます。

次にめくっていただきまして、3つ目のブタクロールでございますけれども、これは除草剤でございます、日本では1973年に登録され、水稻などの雑草防除に使用されているところでございます。

食品安全委員会では一度評価をいただきまして、ADIが設定されているところでございます。

最後のページに評価要請が2回目以降の剤について、追加データの状況を記載しているところでございます。

農林水産省からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
松永委員。

○松永委員 松永でございます。農水省の石岡課長、詳しい御説明をどうもありがとうございました。再評価の流れというのは今の御説明でよく分かったのですが、食品安全委員会として再評価のところは何か変わってくるのかというのがいま一つ分かりにくいのではないかなと思います。資料1-5の最後のページで追加データリストというのがあるのですけれども、ここの書式が今までのいろいろな評価と同じ書式になっていて、ただそれぞれの農薬で公表文献報告書というのが入っていたりして、この辺りが違うのだなということは多くの方は分かっていただけだと思うのですが、こういうふうに並べられると、あら、ほかの試験はどうなのかしらということも疑問が湧いてきたりもしますので、再評価ということに当たって、食品安全委員会としての評価がどう違ってくるのかというところを農薬評価担当の浅野委員にもう少し詳しく御説明いただければと思うのですが、お願いいたします。

○山本委員長 浅野先生、お願いいたします。

○浅野委員 御質問ありがとうございます。今の点につきまして、浅野から回答させていただきます。

まず、農薬の再評価に関しましては、目的としましては、農薬の安全性を一層向上させるということで、この農薬に関する最新の科学的知見に基づいて安全性を評価するというのが今回の重要な点でございます。これらの農薬は既に長年使用されています。それぞれの農薬が申請されるときに既に多くの動物実験が実施されて、安全性に関する知見を得るために、それから毒性試験とさらには代謝、動物代謝、植物代謝、こういった数多くの試験が要求されて、提出された上で、食品安全委員会では安全性を吟味して登録されてお

ります。

さらに今、15年、20年とたった剤につきまして、そのとき使用した毒性試験、安全性を評価するための試験でガイドライン的にも古くなって、最新の科学的知見に基づいてもうちょっと追加しなければいけない項目が出てまいります。それにつきまして各剤ごとに不足の試験を追加していただくとともに、長年使われている間に申請者のみならず様々な研究機関でいろいろな安全性に関する知見というものが公表論文として世の中に出てまいります。そういったものも新しくリスク評価をするために使用できる科学的根拠のしっかりしたものにつきましては、公表文献報告書という形で提出していただき、これらを併せて再評価においてそれぞれの農薬について新しいリスク評価をしまっているということでございます。

以上です。

○松永委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○山本委員長 ほかにございませんでしょうか。

農林水産省から御説明いただいた農薬「チオベンカルブ」「チフルザミド」及び「ブタクロール」の計3品目につきましては、農薬の再評価制度の趣旨を踏まえますと、最新の科学的知見に照らして改めて評価を行い、食品の安全性を確保する必要があると考えられますので、農薬に関する専門調査会において審議するということよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「チオベンカルブ」「チフルザミド」及び「ブタクロール」については、農薬第一専門調査会において審議することといたします。

石岡課長、どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等2品目について、厚生労働省の今井新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○今井新開発食品保健対策室長 厚生労働省食品基準審査課新開発食品保健対策室の今井でございます。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼いたします組換えDNA技術応用添加物2品目につきまして、概要を御説明申し上げます。

資料1-6を御覧ください。1品目めはJPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼでございます。

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus oryzae* IF04177株を宿主とし、

Aspergillus niger B0-1株由来のグルコースオキシダーゼ遺伝子の導入等を行ったJPAo009株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼでございます。

本品目は、グルコースを酸化する酵素であり、パンの製造工程改善及び品質を向上する目的で利用されます。

用途は、既存のグルコースオキシダーゼと同様でございます。

海外の状況につきましては、米国、フランス及びカナダにおいて承認等を受けていると承知しております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める予定でございます。

続いて、資料1-7を御覧ください。2品目めはJPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼでございます。

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus oryzae* IF04177株を宿主とし、*Thermothelomyces thermophilus* CBS117.65株由来のポリフェノールオキシダーゼ遺伝子の導入等を行ったJPAo010株を利用して生産されたポリフェノールオキシダーゼでございます。

本品目は、ポリフェノールの水酸基を酸化する酵素であり、食品中の植物由来成分の酸化を目的にガムなどに添加されます。フェノール類の酸化によりキノン体の生成が促され、消臭効果を発揮することが期待されております。

用途は既存のポリフェノールオキシダーゼと同様でございます。

海外の状況につきましては、米国FDAによるGRASのリストに記載されていると承知しております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める予定でございます。

このたび評価を御依頼するものは以上の2品目でございます。よろしく願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

今井室長、どうもありがとうございました。

(2) 令和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について」です。
まず、担当の協委員から説明をお願いいたします。

○協委員 9月15日に令和4年度研究・調査企画会議事後評価部会第3回を開きまして、
令和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果(案)について審議を行い、
資料2のとおり案を取りまとめました。

詳細につきましては、事務局から御説明をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 では、寺谷から御説明申し上げます。

資料2に基づいて説明してまいります。この事後評価とは、研究・調査企画会議決定で
あります食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針に基づいて行われているものを
お伝えします。

では、2枚おめくりください。ここからは令和3年度に終了した10の研究課題の事後評
価の結果についてそれぞれ整理してまとめたものについて説明していきます。

まず、この全体のフレームなのですが、研究課題名、概要、評価の所見、そして評価点
などを記載しているものです。評価の所見については、評価部会の委員の先生方のコメン
トを総合コメントとその他のコメントとしてそれぞれまとめて記載しています。評価点に
ついては、研究の妥当性、研究目標の達成度、研究成果の有用性の3つの観点から採点し
ていただき、平均点を載せています。総合点はこの3項目の点数を単純に合計したもの
なっているところです。

では、このページであります研究課題番号1903、1つ目の課題から御説明してまいり
ます。課題名は「認知心理学を応用した中学生・高校生を対象とした食品安全に関する理解
促進プログラム(教材)の開発」です。

概要としては、中学生・高校生を対象として食品安全に関する科学的な見解と合致した
知識の伝達や判断を促進する教育プログラムを作成するというものです。

評価所見を御覧ください。総合コメントとして、教育プログラムの開発など一定の成果
は得られているが、食品安全委員会がリスクコミュニケーションに用いるプログラムとし
ては、いまだ有用性が不確かであるとされていまして、評価点としては総合点が10.8点と
なっているものです。

では、次のページを御覧ください。2つ目の課題、課題番号1904、「アクリルアミドば
く露による発がんリスク評価～大規模コホート研究保存検体を用いたコホート内症例対照
研究による検討」というものです。

この研究では、アクリルアミド及びその代謝物であるグリシドアミド(GA)のヘモグロ
ビン付加体(HbAA、HbGA)を長期的かつ累積的なばく露指標として用いることを検証した
上で、コホートの中の一部の対象者の血液を測定して、生体指標の個人間及び個人内変動
を検討したというものです。また、さらにアクリルアミドのばく露と乳がんの罹患に及ぼ

す影響の関係性について、コホート内症例対照研究として検討した結果、HbAAに対するHbGAの比と乳がん罹患率の間に正の関連が認められ、日本人においてもアクリルアミドのばく露が乳がんのリスクに影響する可能性が否定できないことが示唆されたとしています。

評価所見を御覧ください。総合コメントにおいて、アクリルアミドばく露の生体指標について分析評価手法を確立し、これらの生体指標を用いた発がんリスク評価の可能性を示唆することができたとされています。

その他のコメントとしては、結論が明確にならなかった部分がある。乳がん以外の発がんとアクリルアミド摂取量の関連は認められなかった中で、乳がんとの関連性に関して、今後のさらなるデータ蓄積及び解析が必要と考えられると評価されています。総合点で評価点は15.1点となっております。

次のページを御覧ください。課題番号1909、「アニサキス汚染実態調査およびリスク低減策の評価に関する研究」です。

本研究は、アニサキスのPCRベースの検査法を確立し、同定に要する時間を2時間に短縮したほか、アニサキスの汚染実態を調査したというものです。

評価所見を御覧ください。アニサキスの迅速検査法の開発や、日本近海の魚の汚染実態調査によりアニサキスの規制状況を把握するなど、十分な研究成果が得られたと評価されておりまして、評価点は総合点が17.1点となっております。

次のページを御覧ください。4つ目の研究課題、課題番号2001、「ベイズ推定を活用したベンチマークドーズ法の評価手法検討と国際動向に関する研究」というものです。

本研究では、ベイズ統計学に基づく統計手法を導入した用量反応モデリングの手順、判断基準などの検討を実施し、ベイズ推定をベンチマークドーズ法に活用に関する知見の整理、既存のソフトウェアの使用手順の整理を行ったものです。

評価のところを御覧ください。ベイズ統計学に基づいた手法を導入したベンチマークドーズ法の手順、判断基準を整理し、その有用性が確認されたとなりまして、評価点は16.4点となっているものです。

次のページを御覧ください。課題番号2002、「家畜由来薬剤耐性菌の水圏・土壌環境を介した野菜汚染の定量評価およびヒトへの伝播に関する研究」というものです。

この研究においては、家畜由来薬剤耐性菌が農場から野菜を介してヒトへ伝播するリスクを定量的に評価した結果、家畜由来薬剤耐性菌が土壌や野菜を介して伝播する可能性は存在するものの、そのリスクは極めて低いことが示されたとされています。

評価コメントとしましては、家畜由来薬剤耐性菌の土壌から野菜への動態について検討し、収穫段階の野菜での耐性菌による汚染リスクが低いことを定量的に解析するなど、十分な研究成果が得られたとされています。評価点は総合で16.9点となっているものです。

次のページを御覧ください。課題番号2005、「食肉由来耐性菌の全ゲノムシーケンスを用いた薬剤耐性特性解析に関する研究」というものです。

この研究では、国内市販食肉及び家畜から分離した薬剤耐性菌について、全ゲノムシー

ケンサーによるデータを用いて薬剤耐性遺伝子の網羅的解析、多剤耐性化に寄与するプラスミドや転移因子の探索、耐性菌や薬剤耐性プラスミドの系統的解析等を行ったというものです。

評価所見のところを御覧ください。評価コメントとしましては、市販食肉や家畜飼料から多数の菌株を分離して全ゲノム解析を行ったことは、薬剤耐性菌の国内での広がり把握する上で有用であるとされていまして、評価点については総合で15.6点となっているものです。

次のページを御覧ください。課題番号2006、「*in silico*手法の導入による食品関連化学物質の肝毒性予測の精緻化に関する事例研究」という課題となっております。

この研究では、既存の肝毒性予測ツールの評価を行い、食品関連物質のデータを用いて予測精度を改善する手法を検討し、さらにヒトで肝毒性の懸念がある物質を対象に整理学薬物動態（PBPK）モデル、肝毒性予測モデル、代謝予測モデルを活用して、ヒト肝毒性リスクを評価する事例研究を実施しています。

評価所見のところを御覧ください。コメントとしましては、肝毒性の予測に関して、各種評価法の比較、統合の試みから今後の方向性が提示されたことは評価できるとされていまして、評価点は総合で16.1点となっているものです。

次のページを御覧ください。課題番号2007、「食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノールAのリスク評価に資する科学的知見の検討に関する研究」という課題名となっているものです。

この研究においては、ビスフェノールAのばく露量評価、体内動態調査、毒性評価及び疫学調査に関する文献を網羅的に収集し、それらの信頼性を評価し、提言を取りまとめたというものになっています。

評価所見のところを御覧ください。コメントとして、食品用器具・容器包装に用いられるビスフェノールAに関する多数の論文について整理、分析が行われ、リスク評価への提言がなされており、今後、ビスフェノールAのリスク評価に活用されることを期待するとされていまして、評価点は総合点15.6点となっております。

次のページを御覧ください。課題番号2008、「ベイズ統計学に基づく推計手法を活用したアレルギー症状誘発確率の推計に関する研究」です。

この研究においては、過去の1施設の食物経口負荷試験の臨床データを収集、整理し、ベンチマークドーズ法を用いてアレルギー症状誘発確率を推定しているものです。結果、各アレルゲンのED01及びED05が得られております。

評価コメントとしましては、実際の臨床データからアレルギー症状誘発確率を推定し、論文発表を行い、我が国における食品のリスク評価方法の基礎資料とするとともに、アレルゲン表示の妥当性を確認したことは高く評価されるとされていまして、評価点は総合点で17.3点となっているものです。

次のページを御覧ください。課題番号2009、「ベンチマークドーズ法によるアレルギー

症状誘発確率の検討」という課題名のものです。

この研究においては複数の施設において食物経口負荷試験のデータを基にベンチマークドーズ法を用いて摂取による即時型アレルギー症状の誘発確率を推定しているものです。結果としましては、鶏卵、牛乳、小麦の3抗原のED01及びED05が得られています。

評価コメントとしましては、他施設からのデータを精査した上で解析されており、食品アレルギー誘発リスクを検討する上で有用性が高いとされていまして、評価点は総合で15.3点となっております。

以上10課題につきまして、昨年度に終了しました研究課題の事後評価結果となっております。

補足の説明は以上となります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、令和3年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果（案）については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 はい。進めてまいります。

（3）令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について」です。

まず、担当の協委員から説明をお願いいたします。

○協委員 9月16日に研究・調査企画会議事前・中間評価部会第3回を開催しまして、令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）について審議を行い、資料3のとおり案を取りまとめております。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○寺谷評価調整官 それでは、説明してまいります。

資料3の中で1枚おめくりいただいて、別添とありまして、さらにもう一枚おめくりいただいて3ページ目を御覧ください。まず最初に、この二次公募というのは、2つの公募の課題について、今年7月27日から1か月間、8月24日にかけて公募をしまして、7つの研究課題の応募があったものです。これを9月16日に先ほど脇委員から御説明いただいたように審議を行いまして、採択された2課題について示しております。

まず、3ページ目にありますものが1つ目です。公募の課題としては、食品分野におけるナノ粒子のリスク評価手法検討に関する研究というものです。

6つの研究課題が応募されていまして、中間評価部会の先生方に評価をいただきました結果、国立医薬食品衛生研究所の広瀬明彦先生の課題について採択するという案となっております。

簡単に概要を説明しますと、この研究目的概要のところを御覧ください。現状ナノ粒子のリスク評価ガイダンスやナノ粒子を分析する手法の情報収集、整理や課題抽出を行うとともに、食料品のナノ粒子の分析を最新の分析手法と既存の分析手法を比較検証するケーススタディの結果を加えて食品に直接的あるいは間接的に含有するナノ粒子の分析法と、食品のリスク評価に関する留意事項の基本的な考え方（基本原則）の骨子をまとめるというものです。

評価所見のところを御覧ください。総合コメントとして、食品中のナノ粒子のリスク評価の課題、EFSAにおける二酸化チタンのリスク評価の課題等々、現在の国際的視点の動向を把握しており、ナノ粒子のリスク評価の考え方をまとめるための論点の整理に資すると期待できるとされています。

その他のコメントとしましては、理化学的分析法のウェット研究をどのように生態影響の予測に結びつけるかの道筋が明確ではない。初期2年間は、達成目標とその実施計画が明確だが、3年目の研究計画がやや曖昧であるとのコメントもありました。

これらの評価所見も踏まえまして評価点をつけていただいたところ、合計点としましては20点満点中15.9点という結果となっております。このような結果から、事前・中間評価部会ではこの研究課題を二次公募における課題として採択してよいのではないかとというような議論をいただきました。

次のページを御覧ください。公募課題としましては2つ目、細胞培養技術を用いて製造される食品のリスク評価手法に関する研究というものです。こちらにつきましては、東京農業大学の五十君先生の研究課題について採択してはどうかという案となっております。

研究目的概要を御覧ください。当該食品の安全性評価に関し、これまでの調査結果や諸外国で検討されているリスク評価項目に関するガイダンス等の情報を活用し、当該食品の特性を踏まえた危害要因を特定し、さらに実際に当該技術によりモデル培養肉を作成し、従来の食肉との比較による検査手法を検討・提供することにより、リスク評価の基本的な

考え方の作成に資することを目的とするといったものです。

評価の所見ですけれども、総合コメントとして、計画どおりの研究が実施され、従来肉との安全性における比較ができれば、培養肉の食品健康影響評価の考え方をまとめるに当たっての貢献が期待できるとされております。

その他のコメントとしましては、リスク評価の基本的な考え方を目的としており、構成メンバーは適切である。2年計画で基本的考え方を作成していただくようなスピード感が欲しい。モデル培養肉作成の現実性について最新培養技術の特定を慎重に行った上で実用化研究を進めているグループとの連携が期待されるといったコメントがございました。

以上の評価所見も踏まえまして評価点をつけていただいたところ、合計20点満点中15.5点という結果でした。

このような結果から、部会においてはこの研究課題を二次公募における課題として採択してよいのではないかという議論をされております。

なお、この研究につきましては、令和4から6年度の3か年計画の応募でありましたが、評価所見を踏まえて令和4年度から5年度の2か年計画として採択する案となっております。

以上、これらの採択課題の案について2つお示ししましたが、御了承いただけましたら、公募課題1つ目の広瀬先生の研究課題については今年から令和6年度にかけて、2つ目の五十君先生の研究課題については今年から令和5年度にかけて研究を実施していただくことを考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、令和4年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題案については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

○寺谷評価調整官 はい。進めてまいります。

(4) その他

○山本委員長 本日は「その他」として、平成21年7月委員会決定「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」の改正案について、事務局から説明があると聞いております。本日、農林水産省から農薬の再評価に係る評価要請がなされましたが、再評価対象品目と企業申請品目が重複した場合の標準処理期間の取扱い等に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○紀平評価第一課長 御説明いたします。資料4を御覧ください。「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」というものでございます。現行のものにつきましては、平成21年7月に本委員会で決定いただいたものとなっております。

その内容につきましては、1、標準処理期間というところに記載がございますけれども、企業申請品目に係る食品健康影響評価につきましては、リスク管理機関から要請事項の説明を受けた日から1年以内に結果を通知するよう努めることとしているものでございます。

本日、議題にございましたとおり、農薬の再評価について今後順次評価を進めていくこととなります。この農薬の再評価につきましては、農林水産省の告示により対象農薬が指定され、それに基づき資料提出されるものとなりますので、本委員会決定における企業申請品目には該当しないというものとなります。

農薬の再評価について評価を要する期間の想定ですけれども、農薬の種類ですとかデータの質、量など、様々な要因によって幅が生じるというふうに思っておりますけれども、文献情報なども提出されますことから、通常の評価よりも時間を要するものと想定しております。そのため、今般この委員会決定につきましては、1番のところの下線部の追記をお諮りするということとなります。

その内容についてですけれども、農薬の再評価に係る食品健康影響評価を行う必要がある品目につきましては、企業からの申請に基づく適用拡大ですとかインポートトレランスの設定のための評価要請を受けた場合、再評価と併せて評価を行うこととなりますので、その場合には本決定に基づく標準処理期間を適用しないとしたいということについて、今般お諮りするものとなります。よろしくをお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本委員会決定につきましては、案のとおり改正してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

ほかに議事はありますか。

○込山総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、10月11日火曜日14時から開催を予定しております。

また、5日水曜日14時から「添加物専門調査会」がウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第874回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。